

一般財団法人つくば都市交通センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人つくば都市交通センターという。

2 この法人の英文名は、Tsukuba Urban Transportation Center(略称 TUTC)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、筑波研究学園都市等の特性を踏まえた都心地区の形成に向けた都市交通の円滑化と都市機能の増進を図るため、調査研究、啓蒙活動及び企画立案を行うとともに、交通施設及びその関連施設の設置、管理運営等を行うことと併せ、都市機能の増進に向けた事業を推進することによって、地域の良好な都市機能の維持向上及び住民の利便と福祉の向上に寄与することを目的とする。(ア)

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。(ア)

(1) 都市交通の円滑化、都市機能の増進等に関する調査研究、啓蒙活動及び企画立案
(ア)

(2) 駐車場、駐輪場等の交通施設及びその関連施設の設置と管理運営

(3) 駐車場、歩行者専用道路、広場等の交通施設及びその関連施設の管理受託

(4) 都市交通の円滑化若しくは都市機能の増進を目的とした事業を行う者又は交通弱者等への支援及び寄附 (ア)

(5) 都市交通の円滑化又は都市機能の増進を目的とした事業を行う者への出資 (ア)

(6) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 この法人は、前項の事業のほか、前条の目的を達成するため、前項第2号の事業に支障の無い範囲で次の事業を行う。(ア)

(1) 事務所、店舗等の都市機能の増進のための施設の設置と管理運営 (ア)

(2) 都市交通の円滑化又は都市機能の増進を目的とした事業を行う者への不動産の貸付 (ア)

3 前項の事業は、評議員会の決議を経て行うものとする。(ア)

4 本条の事業は、茨城県において行うものとする。(ア)

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、一般財団法人への移行時現在における財産目録に記載された財産のほか、次の各号に掲げる収入によって生じた資産をもって構成する。

- (1) 事業に伴う収入
 - (2) 資産から生ずる収入
 - (3) 寄附金品収入
 - (4) その他の収入
- (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員 (評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。(7)
(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議

を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員及び理事のうちからそれぞれ選出された議事録署名人各 1 名が記名押印する。

第 6 章 役員

（役員を設置）

第 19 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 9 名以内 (ア)
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、必要に応じて理事長以外の理事のうち 1 名を専務理事、3 名以内を常務理事とすることができる。ただし、専務理事及び常務理事の合計数は 3 名を超えることができない。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、理事長以外の理事のうち、3 名以内をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第 20 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、前項で選定された業務執行理事より専務理事及び常務理事を選任することができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等以内の親族その他特殊な関係にある者の理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

（理事の職務及び権限）

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(理事及び監事の責任免除及び限定)

第 26 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条において準用する第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令に定める額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条において準用する第 115 条の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 27 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職
(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
(議長)

第 30 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 32 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解散)

第 35 条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 36 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の制限)

第 37 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 38 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は伊藤節治とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
岩井彦二、矢口喜一郎、岡田久司、水野政之、大塚昭司

この定款は、令和 6 年 3 月 25 日から適用する。(ア)

役員名簿

令和6年3月1日現在

役 職 名	氏 名
理 事 長 (常 勤)	茂 木 貴 志
理 事 (常 勤) 〔総務経営担当〕	湯 通 堂 浩
理 事 (常 勤) 〔企画業務担当〕	大 原 治
理 事 (常 勤) 〔駐車場事業担当〕	中 根 祐 一
理 事 (非 常 勤)	富 田 剛
理 事 (非 常 勤)	志 真 泰 夫
理 事 (非 常 勤)	武 石 佳 宏
理 事 (非 常 勤)	今 橋 茂 樹
監 事 (非 常 勤)	小 林 正 樹
監 事 (非 常 勤)	岩 崎 哲 士

令和 4 年度事業報告

1 事業状況

(1) 事業を取り巻く状況

3 年以上に及んでいるコロナ禍は、収束にはならないものの回復基調が見え始めてきた。国内では令和 4 年度からは新たな行動制限を行わず、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針が掲げられた。そして、令和 5 年 1 月、新型コロナウイルス感染症を同年 5 月 8 日に 5 類感染症に位置付けすることが決まり、これまでのように法律に基づいて行政が要請・関与していく仕組みが大きく転換していくこととなった。

このような中、つくばセンター地区においては、催事の開催が増加傾向を見せるなど年度後半にかけて徐々に人流が増え始めている。

同地区の中心商業施設で閉鎖中であったクレオ棟において食品スーパー、家電量販店が相次いで前年度に開業したのに続き、令和 4 年度は隣接するマンションでの入居が始まった。その他でも分譲住宅等の着工は依然好調で、同地区の人口は年々伸びている。

(2) 財団の取組み状況

令和 4 年度においては、感染症リスクに対応した安定的な事業運営を引き続き行うとともに、利用回復を見極め収支のバランスを図りながら、新しい取組みにも着手した。

利用の回復状況は、上半期から当初予算を上回る兆しが見られた。一方で諸物価の高騰は当財団の収支においても影響が出ることとなり、特に電気料金の上昇などを受け、年央で変更予算を編成し承認を得ることとなった。変更予算の編成にあたっては収支のバランスを取りながら、施設の長寿命化のための修繕工事等についても可能な限り実施することとした。

新しい取組みとしては、DX の進展等を踏まえた駐車場運営システムの更新について検討を行った。お客様の利便性向上と管理効率を高めることを目指し、全 7 駐車場の管制機器において、車番認証、キャッシュレス精算などの導入により、一括更新することで準備を進めた。

次に、人事制度等についての見直しを開始した。中期的な人員構成の変化などに対応するため、給与制度や評価制度を見直すとともに、新しい人材の採用に向け準備した。

一般財団法人に移行して 10 年が経過し、公益目的支出計画に基づく事業について今後の方向性を検討した。調査研究等事業においては、葛城まち育て先導モデル構築事業が、地域住民等による活動が自立的に行われるようになったことなどから、当財団としては令和 4 年度で区切りをつけ、今後はつくばセン

ター地区における都市活動の実態調査、駐車場需要調査等を中心に進めることとした。

(3) 事業別活動状況

令和4年度事業実施計画に基づき、次のとおり各事業活動を行った。

① 実施事業等会計

イ 駐車場事業（公益その1）

- ・ 県立美術館、市立図書館等利用者や市認定障害者の駐車場利用料金の特別割引により、公共施設の利用促進及び障害者支援を図った。

ロ 駐車場事業（公益その2）

- ・ つくば市民ホールカピオ等における公共目的利用者の駐車場利用料金の割引により、施設の利用促進を図った。

ハ 調査研究等事業

- ・ つくばセンター地区のまちづくりや活性化に資する基礎データとして、まちと交通の動きを継続的に収集・蓄積していく調査を実施。令和4年度はさらに、都市計画、交通計画などを専門とする大学教授等を招き、「新たな時代を迎えたつくばセンター地区の今後の展望」と題した座談会を開催し、これらの成果をTUTCライブラリー49号「つくばセンター地区における都市活動実態調査（2018-2021）」としてまとめ、公共機関等に配布した。
- ・ つくばセンター地区及び周辺の駐車場整備台数や利用実態のほか、人口動態や施設の立地状況の現状を把握し、将来の駐車場需要を予測する調査を開始した。
- ・ 葛城まち育て先導モデル構築事業においては市民活動団体との協働事業を継続したが、令和4年度を区切りに終了することで調整を図った。
- ・ つくばセンター地区の活性化に寄与するため、市民協働の音楽イベントの開催を支援。音楽イベントはセンター広場や駅前施設において、春と秋に開催された。また、定例のミニコンサートや憩いの空間と賑わいの場づくりを進めているプラザ・パフォーマンス・ギャラリーにおける教育機関の作品展示に対して支援を行った。

ニ 特定寄附

- ・ つくば市域における交通安全施設等整備や市民等への活動助成を支援するため、つくば市に対し寄附を行った。
- ・ つくば市域の市民文化創造活動への支援事業を行っている公益財団法人つくば文化振興財団に対し寄附を行った。

② その他事業等会計

イ 駐車場事業

- ・駐車場（7箇所、3,896台収容）及び駐輪場（1箇所、126台収容）の管理運営を行った。駐車場利用台数は、前年度から11万台増の約184万台（対前年比106%）となった。また、コロナ禍の影響をほとんど受けていない令和元年度と比しても25万台の増（115%）となった。
- ・時間制駐車料金、定期利用料金、回数券、レシートバック契約料金等、多様な料金設定により利用者サービスを行うとともに、適正な料金のあり方について専門家の意見等も踏まえ検討を行った。
- ・民間駐車場の閉鎖など事業環境の変化、また、駐車場利用者の利用実態やニーズ等を踏まえ、定期券、回数券の販売促進の一環として、財団ホームページのほか、つくば駅構内や駐車場内等にPRポスターを掲示して周知を図り、利用者の利便性向上・利用者確保に努めた。
- ・駐車場利用者のサービス向上、効率的な駐車場運営を図るため、駐車場精算機等の更新について、機器メーカー各社からヒアリングを行うなど駐車場運営システムのあり方について検討を重ねた。
- ・駐車場管理センター業務においては、コロナ禍の感染リスクへの対応及び管理要員等の健康維持と駐車場事業の安定運営を図るため、夜間管理業務を引き続き外部委託するとともに、管理嘱託員の委嘱期間満了に伴う人員減に対しては補充ではなく業務実施方法の見直しなどを行い効率化の検証を進めた。
- ・立体駐車場の更新工事及び修繕工事は、必要不可欠かつ緊急性の高い工事を実施し、安全・安心の確保に努めた。
- ・商業施設クレオ棟における駐車場利用に関するレシートバック契約については契約期間等に関して一部変更した上で継続実施した。
- ・茨城県からの一部借地を含む南4駐車場において、つくば国際会議場で開催される催事等に対応して当財団が行う駐車車両誘導業務について一般財団法人茨城県科学技術振興財団等と委託契約を前年度に引き続き締結した。

ロ 賃貸事業

- ・南3パークビル、財団事務所ビル等の賃貸施設（14区画）を運営。南3パークビルの空区画（1区画）については、不動産業者と連携し入居募集を進めた結果、新たなテナントの入居が決定した。
- ・駐車場内等の自動販売機コーナーを維持管理し利用者の利便性向上に寄与するとともに、立体駐車場内の壁面等を一般の広告物掲載スペースとして活用した。

(4) その他社会貢献等

- つくばセンター地区活性化協議会の会員として、つくばまちなかデザイン株式会社と連携を図り、地区の活性化に貢献した。
- 財団ホームページを利用者にとって便利で身近な存在となるよう検討を進め、リニューアルした。
- つくばスマートシティ協議会に引き続き参加し、駐車場やモビリティを取り巻く技術革新の動向・事業環境の変化への対応に向けた研究・検討を進めた。

2 一般事項

(1) 組織及び人員

① 公益目的事業等各事業の推進及び経営能力の向上を図りつつ、着実な組織運営を実施。

② 令和5年3月31日現在における役職員数は、下表のとおり。(単位：人)

役 員		職 員	
理事長（常勤）	1	総務経営部	5
理事（常勤）	3	企画業務部	5
理事（非常勤）	4	駐車場事業本部	14
監事（非常勤）	2		
計	10	計	24

注：理事（常勤）3名はそれぞれ、総務経営部長、企画業務部長、駐車場事業本部長を兼ねる。

(2) 理事会

① 第58回理事会（令和4年5月11日、決議があったとみなされた日）

・第40回評議員会の招集について、書面により全理事から同意を得た。また、両監事から当該事項について書面により確認を得た。

② 第59回理事会（令和4年5月20日、決議があったとみなされた日）

・令和4年5月20日付けで理事に就任する大原治氏を同日付で業務執行理事（企画業務担当）に選定することについて、理事全員から書面により同意を得た。また、両監事から書面により確認を得た。

③ 第60回理事会（令和4年6月7日開催）

・令和3年度業務実施報告及び令和4年度業務実施状況について担当理事より説明を行った。

・令和3年度事業報告及び決算、令和3年度公益目的支出計画実施報告書について担当理事より説明があり、その後、岩崎監事から理事の職務執行及び事業報告、財務諸表等については適正である旨の監査報告があり、審議した結果、原案のとおり決定した。併せて、令和3年度公益目的支出計画実施報告書については定時評議員会へ報告後、行政庁へ電子申請で行うことを事務局に一任することで了承された。

・理事の一斉改選に伴う候補者の決定について、担当理事より説明があり、審議した結果、原案のとおり了承された。

④ 第61回理事会（令和4年6月24日開催）

・代表理事及び業務執行理事の選定について、茂木仮議長より代表理事及び業務執行理事3名の選定について一括で決議することの提案があり、原案のとおり決定した。

- ⑤ 第 62 回理事会（令和 4 年 11 月 18 日開催）
 - ・令和 4 年度業務実施状況について担当理事より報告を行った。
 - ・令和 4 年度上半期の収支実績について担当理事より報告を行った。
 - ・令和 4 年度収支予算の変更について担当理事より説明があり、審議した結果、原案のとおり決定した。
- ⑥ 第 63 回理事会（令和 5 年 3 月 17 日開催）
 - ・令和 4 年度業務実施状況について担当理事より報告を行った。
 - ・令和 4 年度の収支見通しについて担当理事より報告を行った。
 - ・令和 5 年度事業計画及び収支予算について担当理事より説明があり、審議した結果、原案のとおり決定した。
 - ・役員賠償責任保険の更新について担当理事より説明があり、審議した結果原案のとおり決定した。
- ⑦ 第 64 回理事会（令和 5 年 3 月 27 日、決議があったとみなされた日）
 - ・第 43 回評議員会招集について書面により理事全員から同意を得た。また、両監事から当該事項について書面により確認を得た。
- ⑧ 第 65 回理事会（令和 5 年 3 月 29 日、決議があったとみなされた日）
 - ・令和 5 年 4 月 1 日付で理事に就任する中根祐一氏を同日付で業務執行理事（駐車場事業担当）に選定することについて書面により理事全員から同意を得た。また、両監事から当該事項について書面により確認を得た。

（3）評議員会

- ① 第 40 回評議員会（令和 4 年 5 月 20 日、決議があったとみなされた日）
 - ・菅谷誠一評議員の退任に伴い後任評議員に鷹羽伸一氏を、中川裕二評議員の退任に伴い後任評議員に櫻井邦夫氏を、荒正仁非常勤理事の退任に伴い後任非常勤理事に今橋茂樹氏を、大野暢久常勤理事の退任に伴い後任常勤理事に大原治氏を令和 4 年 5 月 20 日付けで選任することについて全評議員が書面により同意した。
- ② 第 41 回評議員会（令和 4 年 6 月 24 日開催）
 - ・令和 3 年度業務実施報告及び令和 4 年度業務実施状況について担当理事より報告を行った。
 - ・令和 3 年度事業報告及び決算について担当理事より説明があり、その後、小林監事から報告等については適正である旨の監査報告があり、審議した結果、原案のとおり事業報告を了承し、決算を承認した。
 - ・令和 3 年度公益目的支出計画実施報告書について、担当理事より報告を行った。
 - ・理事の一斉改選について審議した結果、原案のとおり佐久間弘一氏を新たに選任し、そのほかの者についてはそれぞれ再任した。

- ③ 第 42 回評議員会（令和 5 年 3 月 28 日開催）
- ・令和 4 年度業務実施状況について担当理事より報告を行った。
 - ・令和 4 年度の収支見通しについて担当理事より報告を行った。
 - ・令和 5 年度事業計画及び収支予算について担当理事より報告を行った。
 - ・役員賠償責任保険の更新について担当理事より報告を行った。
- ④ 第 43 回評議員会（令和 5 年 3 月 28 日、決議があったとみなされた日）
- ・令和 5 年 3 月 31 日付で退任する鈴木傳司氏（一般財団法人つくば都市交通センター常勤理事〔駐車場事業担当〕）の後任として中根祐一氏（つくば市都市計画部次長（兼）都市計画政策監）を選任することについて書面により評議員全員から同意を得た。

3 附属明細書

令和 4 年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存しないので、これを作成しない。

令和 5 年 6 月

一般財団法人つくば都市交通センター

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
現 金	3,618,067	2,826,487	791,580
預 金	1,687,850,656	1,440,808,658	247,041,998
未 収 金	28,538,357	25,507,208	3,031,149
立 替 金	1,939,453	1,901,880	37,573
前 払 金	21,790	0	21,790
前 払 費 用	21,450	21,450	0
流 動 資 産 合 計	1,721,989,773	1,471,065,683	250,924,090
2 固 定 資 産			
(1) 基 本 財 産			
基 本 財 産 計	0	0	0
(2) 特 定 資 産			
土 地	4,887,351,404	4,887,351,404	0
建 物	147,614,177	154,871,798	△ 7,257,621
建 物 附 属 設 備	9	9	0
退 職 給 付 引 当 資 産	118,211,000	117,537,900	673,100
預 り 保 証 金 積 立 資 産	216,200,000	216,900,000	△ 700,000
預 り 敷 金 積 立 資 産	126,466,570	125,960,860	505,710
特 定 資 産 計	5,495,843,160	5,502,621,971	△ 6,778,811
(3) そ の 他 固 定 資 産			
土 地	28,982,504	28,982,504	0
建 物	1,633,719,325	1,708,775,680	△ 75,056,355
建 物 附 属 設 備	179,438,896	193,022,301	△ 13,583,405
構 築 物	36,192,535	30,765,030	5,427,505
車 両 運 搬 具	3	3	0
什 器 備 品	22,250,502	22,425,094	△ 174,592
建 設 仮 勘 定	2,028,900	2,028,900	0
ソ フ ト ウ ェ ア	10,956,269	14,256,904	△ 3,300,635
電 話 加 入 権	3,321,600	3,321,600	0
保 証 金	50,000	50,000	0
リ サ イ ク ル 預 託 金	35,570	35,570	0
長 期 前 払 費 用	933,333	1,253,333	△ 320,000
そ の 他 固 定 資 産 計	1,917,909,437	2,004,916,919	△ 87,007,482
固 定 資 産 合 計	7,413,752,597	7,507,538,890	△ 93,786,293
資 産 合 計	9,135,742,370	8,978,604,573	157,137,797

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
II 負 債 の 部			
1 流 動 負 債			
未 払 金	87,142,487	37,256,462	49,886,025
未 払 費 用	1,406,964	1,609,605	△ 202,641
未 払 法 人 税 等	67,669,600	18,765,400	48,904,200
未 払 消 費 税 等	13,570,200	20,949,300	△ 7,379,100
前 受 金	27,822,321	26,386,786	1,435,535
預 り 金	977,903	943,350	34,553
仮 受 金	0	5,000	△ 5,000
1年以内返済予定の長期未払金	318,516	0	318,516
1年以内返済予定の長期借入金	28,000,000	28,000,000	0
賞 与 引 当 金	8,527,060	9,814,662	△ 1,287,602
流 動 負 債 合 計	235,435,051	143,730,565	91,704,486
2 固 定 負 債			
長 期 未 払 金	1,008,634	0	1,008,634
長 期 借 入 金	40,000,000	68,000,000	△ 28,000,000
退 職 給 付 引 当 金	118,211,000	117,537,900	673,100
預 り 保 証 金	216,200,000	216,900,000	△ 700,000
預 り 敷 金	126,466,570	125,960,860	505,710
固 定 負 債 合 計	501,886,204	528,398,760	△ 26,512,556
負 債 合 計	737,321,255	672,129,325	65,191,930
III 正 味 財 産 の 部			
1 指 定 正 味 財 産			
受 贈 土 地	4,887,351,404	4,887,351,404	0
受 贈 建 物 等	147,614,186	154,871,807	△ 7,257,621
指 定 正 味 財 産 計	5,034,965,590	5,042,223,211	△ 7,257,621
(うち特定資産への充当額)	(5,034,965,590)	(5,042,223,211)	(△ 7,257,621)
2 一 般 正 味 財 産			
一 般 正 味 財 産 計	3,363,455,525	3,264,252,037	99,203,488
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正 味 財 産 合 計	8,398,421,115	8,306,475,248	91,945,867
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	9,135,742,370	8,978,604,573	157,137,797

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	4,309	4,048	261
特定資産受取利息	4,309	4,048	261
事業収益	784,105,931	722,263,063	61,842,868
駐車場事業収益	655,862,117	595,561,471	60,300,646
賃貸事業収益	128,243,814	126,701,592	1,542,222
雑収益	1,066,780	985,313	81,467
雑収益	1,066,780	985,313	81,467
経常収益計	785,177,020	723,252,424	61,924,596
(2) 経常費用			
事業費用	587,190,861	644,541,144	△ 57,350,283
直接人件費	173,193,500	183,180,305	△ 9,986,805
業務費	406,538,653	454,062,893	△ 47,524,240
共益費	7,458,708	7,297,946	160,762
管理費	33,006,339	36,858,097	△ 3,851,758
人件費	16,467,352	22,853,890	△ 6,386,538
管理費	16,538,987	14,004,207	2,534,780
経常費用計	620,197,200	681,399,241	△ 61,202,041
評価損益等調整前当期経常増減額	164,979,820	41,853,183	123,126,637
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	164,979,820	41,853,183	123,126,637
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産受贈益	7,257,621	42,969,521	△ 35,711,900
指定正味財産減価却費振替益	7,257,621	42,969,521	△ 35,711,900
経常外雑益	0	18,127,878	△ 18,127,878
繰戻し還付金	0	18,127,878	△ 18,127,878
経常外収益計	7,257,621	61,097,399	△ 53,839,778
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	5,360,674	1	5,360,673
建物等除却損	5,080,307	0	5,080,307
什器備品除却損	280,367	1	280,366
経常外費用計	5,360,674	1	5,360,673
当期経常外増減額	1,896,947	61,097,398	△ 59,200,451
税引前当期一般正味財産増減額	166,876,767	102,950,581	63,926,186
法人税、住民税及び事業税	67,673,279	18,769,043	48,904,236
当期一般正味財産増減額	99,203,488	84,181,538	15,021,950
一般正味財産期首残高	3,264,252,037	3,180,070,499	84,181,538
一般正味財産期末残高	3,363,455,525	3,264,252,037	99,203,488
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	△ 7,257,621	△ 42,969,521	35,711,900
一般正味財産への振替額	△ 7,257,621	△ 42,969,521	35,711,900
当期指定正味財産増減額	△ 7,257,621	△ 42,969,521	35,711,900
指定正味財産期首残高	5,042,223,211	5,085,192,732	△ 42,969,521
指定正味財産期末残高	5,034,965,590	5,042,223,211	△ 7,257,621
III 正味財産期末残高	8,398,421,115	8,306,475,248	91,945,867

令和6年度 事業計画書

I 事業全般

- (1) 当財団は、一般財団法人（非営利型）としての茨城県の認可内容に基づき事業を計画的かつ効率的に実施する。また、財団を取り巻く事業環境の変化を踏まえ、サステナブルな運営の観点から施設の更新及び組織体制の整備を図るとともに、中長期的な視点で事業運営及び収支管理を徹底する。
- (2) 実施事業等会計については、公益目的支出計画に基づく事業について、サービスの充実を図るとともに、筑波研究学園都市とつくばセンター地区の発展に寄与すべく、つくば市や他機関との連携等による調査研究を実施する。また、特定寄附について継続的に実施する。
- (3) その他会計については、中長期的な事業環境の変化として、外部においてはクルマを取り巻く環境の変化やつくばセンター地区における地域活性化に向けた取り組みの動向等、内部においては駐車場運営機器の更新や組織内における世代交代等が見込まれることを踏まえ、次なるステージでの事業運営に向けた検討を開始する。

まず、都市交通の円滑化に向け、駐車場運営において、キャッシュレス化やDX化の進展等を踏まえ、利用者視点に立った運営システムの次年度導入に向けて準備を進めるとともに、駐車場の利用実態等を分析し利用者サービスと収益の向上に努める。また、駐車場運営システムの導入準備と併せ、それに対応した組織運営体制について検討を進める。

また、都市機能の増進に向け、賃貸事業の安定運営に努めるとともに、つくばセンター地区において他法人が行う地域活性化の取り組みや環境に配慮したエネルギー供給に向けた取り組み等と連携し、筑波研究学園都市の魅力を高めた地区の賑わいを創出することに繋がる新たな役割への期待に応えるため、当財団の事業の可能性を広げていくことについて検討を開始する。

II 事業実施計画

1 実施事業等会計

(1) 公共施設利用等促進事業

県立美術館、市立図書館等の公共施設利用促進事業（公益その1）及びつくば市民ホールカピオ等における公共目的利用促進事業（公益その2）として公共利用に関する利用料金の割引を行う。

(2) 調査研究等事業

- ① 都市交通の円滑化や地域の活性化に関連した施策の基礎資料とするため、つくばセンター地区における歩行者等の動態調査を継続するとともに、昨年度に引き続き、センター地区のまちの活動状況に係る各種データを収集・分析し、まちと交通の変化を都市活動の実態調査として取りまとめる。また、他機関と共同で、つくばセンター地区の活性化に繋がる調査を行う。
- ② 実施した調査研究等事業についてその成果等をTUTCLibraryとして取りまとめ、公共団体等へ配布する。

(3) 特定寄附

- ① つくば市域の交通安全施設等整備や市民等への活動助成を支援するため、つくば市に対して寄附を行う。
- ② つくば市域において市民の文化創造活動の支援事業を行っている公益財団法人つくば文化振興財団の活動を支援するため、寄附を行う。

2 その他会計

(1) 駐車場事業

- ① つくばセンター地区内への来訪者等の駐車場需要に対応するため、立体駐車場4箇所、平面駐車場3箇所の計7駐車場（普通車約3千8百台＋大型車13台収容）及び駐輪場（126台収容）を管理運営する。
- ② 駐車場利用料金について、時間制駐車料金、定期利用料金、回数券、レシートバック契約料金等、多様な料金設定により利用者サービスを行う。
- ③ 駐車場及び駐輪場の運営においては、事業環境の変化を見極めつつ、利用実態及びニーズの把握に努め、利用条件・定期区分・駐車料金精算方法等、利用者の利便性向上・利用者確保のための方策を検討する。
- ④ 駐車場利用者のサービス向上、効率的な駐車場運営を図るため、令和4年度から検討を続けてきた駐車場運営システムの更新内容を更に精査し、次年度導入を目指す。
- ⑤ 駐車場管理センター業務について、夜間における業務の外部委託を引き続き実施するとともに、新しい駐車場運営システムを見据え、効率的な組織運営体制の整備を図る。
- ⑥ 立体駐車場については施設の長寿命化を図るべく、定期的に行う調査・診断を基に計画的に更新工事及び修繕工事を実施してきており、本年度においても同様に必要不可欠かつ緊急性の高い工事を優先実施することとし、安全・安心の確保に努める。また、利用者の快適性向上のため、駐車スペースの改良等必要な措置を検討し実施する。

(2) 賃貸事業

- ① 賃貸事業については、現テナントの賃貸継続のために施設の適正な管理運営に努める。
- ② 駐車場内等の自動販売機コーナーを維持管理し利用者の利便性向上に寄与するとともに、立体駐車場内の壁面等を一般の広告物掲載及びつくばセンター地区の情報発信スペースとして活用する。

III その他社会貢献等

- (1) つくばセンター地区活性化協議会の会員として、つくばまちなかデザイン株式会社と連携を図り、つくばセンター地区の活性化に資する活動を地域と協働して実施する。
- (2) つくばスマートシティ協議会に引き続き参加し、駐車場やモビリティを取り巻く技術革新の動向・事業環境の変化への対応に向けた研究・検討を進める。

収支予算書(損益ベース)

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	令和6年度 予 算 額	令和5年度 変更予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	4	4	△ 0	
特定資産受取利息	4	4	△ 0	
事業収益	876,020	879,463	△ 3,443	
駐車場事業収益	745,100	748,365	△ 3,265	
賃貸事業収益	130,920	131,098	△ 178	
雑収益	20	206	△ 186	
雑収益	20	206	△ 186	
経常収益計	876,044	879,674	△ 3,630	
(2) 経常費用				
事業費用	726,446	672,846	53,600	
直接人件費	209,324	182,489	26,835	
業務費	509,388	482,692	26,696	
共益費	7,734	7,665	69	
管理費	69,874	63,898	5,976	
人件費	32,666	31,838	828	
管理費	37,208	32,060	5,148	
経常費用計	796,320	736,744	59,576	
評価損益等調整前当期経常増減額	79,724	142,930	△ 63,206	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	79,724	142,930	△ 63,206	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産受贈益	17,294	17,294	0	
指定正味財産減価却費振替益	17,294	17,294	0	
経常外収益計	17,294	17,294	0	
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	1,100	1,000	100	
固定資産除却損	1,100	1,000	100	
経常外費用計	1,100	1,000	100	
当期経常外増減額	16,194	16,294	△ 100	
税引前当期一般正味財産増減額	95,918	159,224	△ 63,306	
法人税、住民税及び事業税	41,315	54,132	△ 12,817	
当期一般正味財産増減額	54,603	105,092	△ 50,489	
一般正味財産期首残高	3,468,548	3,363,456	105,092	
一般正味財産期末残高	3,523,151	3,468,548	54,603	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	△ 17,294	△ 17,294	0	
一般正味財産への振替額	△ 17,294	△ 17,294	0	
当期指定正味財産増減額	△ 17,294	△ 17,294	0	
指定正味財産期首残高	5,017,672	5,034,966	△ 17,294	
指定正味財産期末残高	5,000,378	5,017,672	△ 17,294	
III 正味財産期末残高	8,523,529	8,486,220	37,309	